

規制改革推進会議(農林WG) 会議資料

平成30年11月15日(木)

農林水産省

国有林野において木材を長期・安定的に供給する仕組みのイメージ（案）

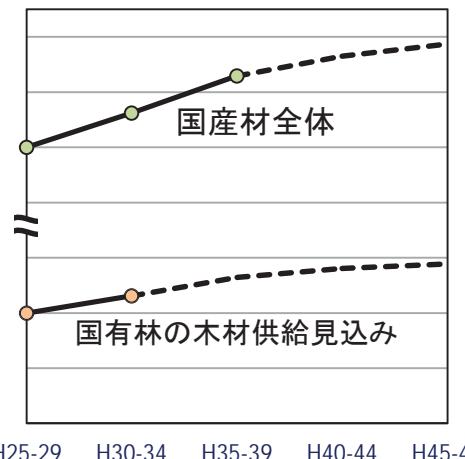
① 現行の伐採等



毎年個別に場所、時期、量を特定し、入札により事業者を決定

（参考）今後の林産物の供給見通し

木材供給量の推移イメージ



② 新たなスキーム



国有林の一定の区域で、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）が立木を一定期間、安定的に伐採できる仕組み

資源の充実が進む中、国有林材も国産材全体の供給量の増大に沿って増加させていく方針。国産材供給量の増大のためには、新たな需要を創出していくことが不可欠。

このような中、今後、増加が見込まれる国有林材について、従来方式に加え新たなスキームを導入することにより、地域全体の需要を創出しつつ、供給を拡大。

【新たなスキームのポイント】

- ① 区域設定の考え方（案）
- ② 権利の考え方（案）
- ③ 権利の設定を受ける者の要件（案）
- ④ 公益的機能の確保の仕組み（案）
- ⑤ 伐採後の造林について（案）

① 区域設定の考え方（案）

区域設定の考え方

（1）森林の条件

- ① スギ、ヒノキ、カラマツなど、一般的に流通している樹種の人工林であること
- ② 森林の状態が良好で、急傾斜地や林道から離れた奥山ではないこと
- ③ このような人工林がある程度まとまっていること

（2）経済的・社会的条件

- ① 国産材供給量の増大へのニーズがあるなど民有林と連携して林業・木材産業の振興を図ることが可能なこと
- ② 権利期間に対応した資源量を確保するために必要不可欠な面積であること

（3）区域面積

地域の意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）が
地域の森林の実態を踏まえて対応できる規模（数百ha・年間数千m³の素材生産量）
を想定

木材の大幅な需要拡大が見込まれる場合には大規模なものも設定

② 権利の考え方（案）

1 権利期間の考え方

(1) 権利を設定する区域の設定期間については、地域の意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）の実態を踏まえ、基本的に期間を10年間に設定

大規模なものについては、区域面積に応じて長期の期間を設定
(一般的な人工林の造林から伐採までの1周期である50年を上限)

2 権利の内容の考え方

(1) 意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）が、将来の見通しをもって事業を実施し、必要な機械投資や人材育成等に取り組めるよう長期的に安定した権利とするため、物権的権利とする考え

(2) 権利の対価については、長期・安定的に伐採・取得することで期待される収益の增加分の一部を徴収

③ 権利の設定を受ける者の要件（案）

権利の設定を受ける者は、

- ① 効率的かつ安定的に事業を確実に行う技術的能力と経理的な基礎を有すること
⇒都道府県が公表している意欲と能力のある林業経営者又はそれと同等の能力があると認められること
- ② 木材の新規の需要開拓(CLT等、国産2×4の活用、非住宅建築物、輸出等)を行うなど、新たな木材需要の拡大を行う川中、川下事業者と連携して活動すると認められること⇒民有林からの供給を圧迫しない者であること

のすべての要件を満たす森林組合、素材生産業者、自伐林家等が対象

※ 単独だけでなく複数者が共同で権利の設定を受けることで、地域での素材生産、製材等の協同・連携を推進

④ 公益的機能の確保の仕組み（案）

権利の設定を受けた者が、施業する区域内の立木を伐採するためには、施業の計画を5年毎に作成し、これを国が認めた場合に伐採できる仕組み

国は、公益的機能の確保のため、以下のような現行の国有林のルールを遵守させる

- ① 一ヵ所の伐採面積の上限
- ② 尾根や渓流への保残帯の設置
- ③ 伐採総量の上限設定

⇒ 結果として、公益的機能の確保が図られるとともに、短期間に大量の伐採などは行われないこととなる



⑤伐採後の造林について（案）

- 1 公益的機能の確保と森林資源の循環利用を進めていくためには、伐採後の造林を確実かつ効率的に進めることが必要
- 2 このため、権利者に伐採と一貫して造林作業を行わせる仕組みを整備
造林木は国の所有物となるため、国が経費を支出

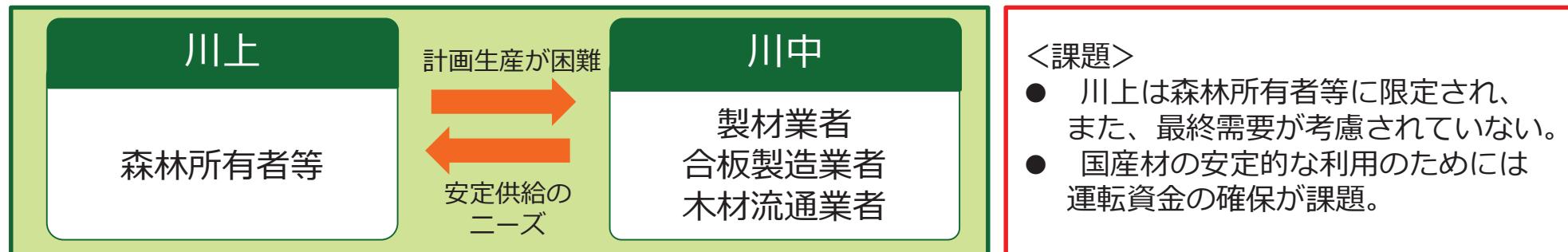


伐採と造林を一貫して行うことで、切株や枝等の整理を機械で行うことが可能となり、造林コストが低減

意欲と能力のある林業経営者（森林組合・素材生産業者・自伐林家等）の 資金供給の円滑化のイメージ

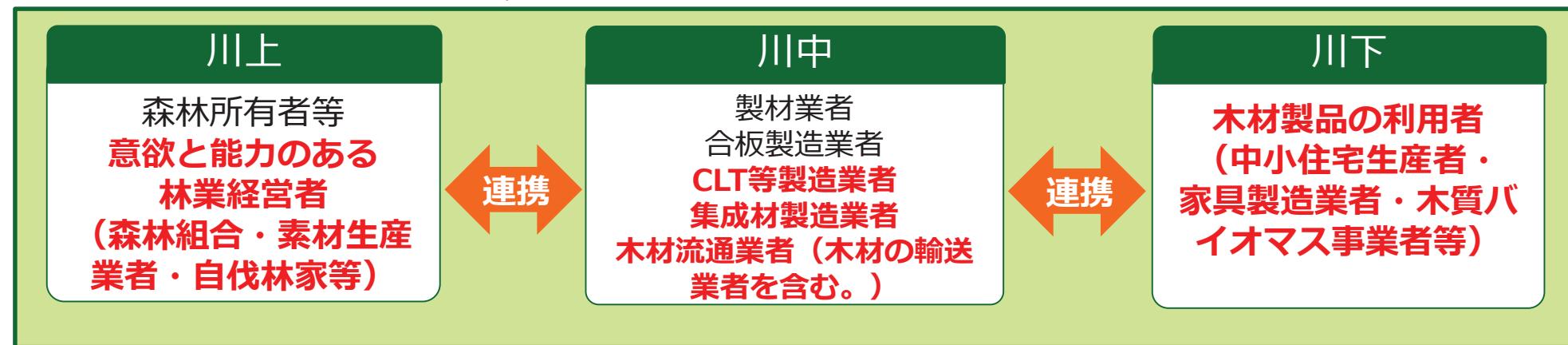
意欲と能力のある林業経営者（森林組合・素材生産業者・自伐林家等）の育成を図るため、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う、CLT等の活用や非住宅への国産材の利用など、新たな木材需要の開拓に資する取組を支援する仕組みを導入を検討。

現状



*赤字の主体が加わったサプライチェーン上の連携の支援を検討

新たな連携



連携した取組において、融資制度の拡充等、事業者への資金供給の円滑化を図る仕組みを検討

新たな森林管理システムを円滑に進めるための方向性イメージ（案）

1. 従来の入札による立木の売買制度に加え、国有林野の資源状況等を踏まえ一定の区域を設定し、一定の期間内（上限は50年間）、事業者が立木の伐採を行うことができる物権的権利の創設を検討。
2. その際、長期・安定的に立木を独占して伐採できるといった権利の特色を踏まえその対価（長期・安定的に立木を独占して伐採することで期待される収益増加分の一部）を徴収することを検討。
3. 対象の事業者は、森林経営管理法に定める意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）及び同等の者（以下「意欲と能力のある林業経営者等」という。）とする仕組みを検討。
4. さらに、民有林からの供給を圧迫しないよう、木材の需要拡大を行う川中・川下事業者と連携する意欲と能力のある林業経営者等に限り本権利を設定する仕組みを検討。
5. 事業の実施に当たっては、具体的な施業の計画を作成し、国が認めることで権利を実行できる仕組みを検討。その際、国有林野の公益的機能の確保が図られるよう措置（例えば、伐採上限面積や伐採総量の上限設定など現行の国有林のルールを遵守）することを検討。
6. 主伐後の再造林を確実かつ効率的に実施するため、権利を有する林業経営者に伐採と再造林を一貫して行わせることを検討。造林木は国の所有物となるため、国が経費を支出。
7. これに加えて、意欲と能力を有する林業経営者等の育成を図るため、川上・川中の中小事業者に加えて、これらと連携して新たな木材需要の開拓に資する取組を行う中小川下事業者に対する資金供給の円滑化を検討。